

ちょっとした

はい りよ

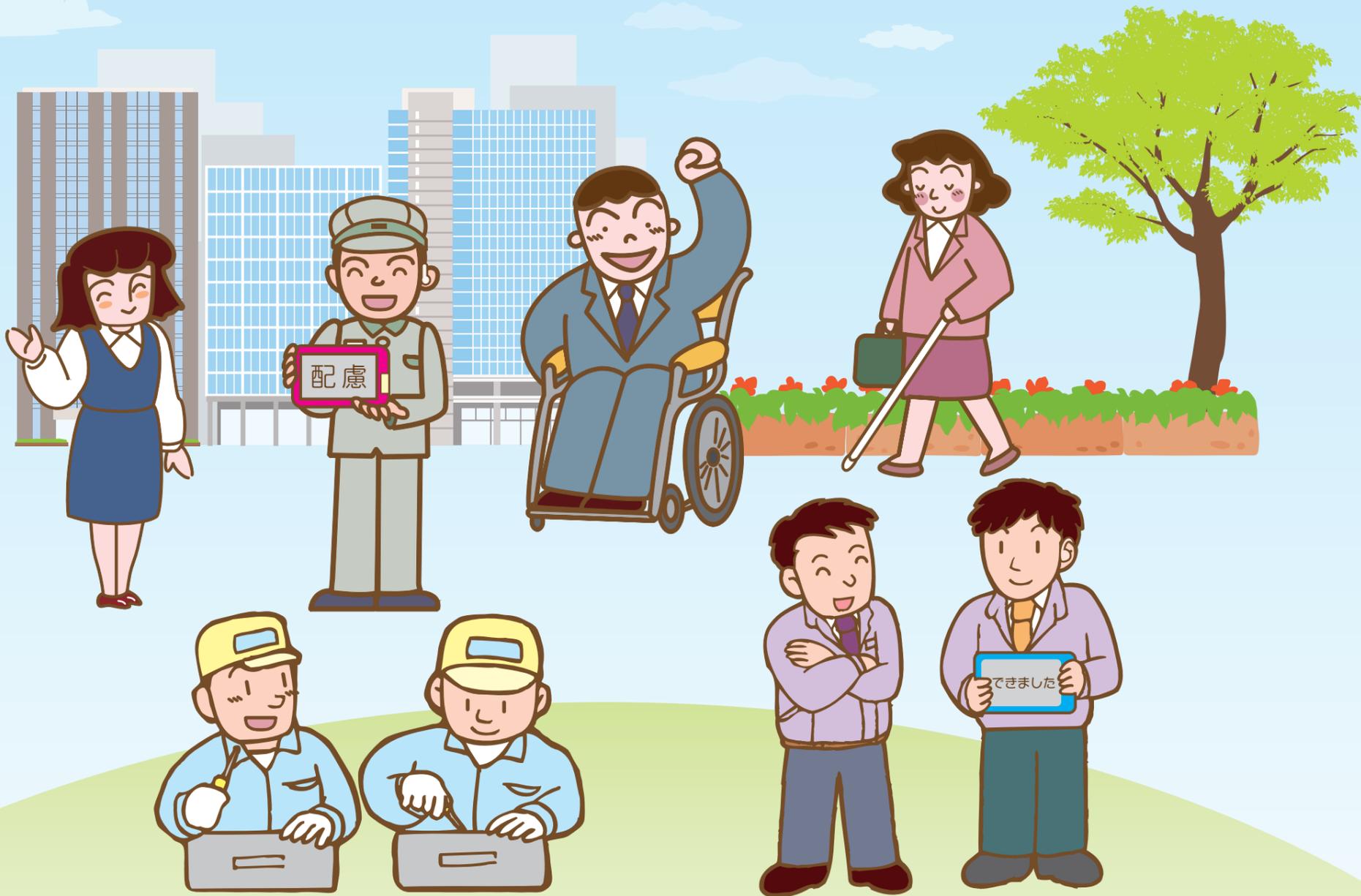
配慮でキラリ 個の力

こ

ちから

しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ かいせい へいせい ねん がつ にち しこう
「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行！

しょうがい ひと ひと じぶん のうりよく い はたら しょくば こようぶんや
障害のある人もない人も、自分の能力を活かして働ける職場づくりのために、雇用分野
しょうがいしゃ さべつ きんし とうりてきはいりよ ていきょう じぎょうぬし ぎむづ
における障害者差別が禁止され、合理的配慮の提供が事業主に義務付けられています。



しょうがいしゃ さべつ きんし 障害者差別の禁止とは？

ぼしゅう さいよう ちんぎん はいち しょうしん こよう かん きょくめん しょうがいしゃ りゆう
募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由と
さべつ きんし
する差別が禁止されています。

とうりてきはいりよ ていきょう ぎむ 合理的配慮の提供義務とは？

きゅうじん おうぼ しょうがい ひと こよう しょうがい ひと たい しょうじょう じじょう と
求人に応募した障害のある人や雇用している障害のある人に対して、支障となっている事情を取
のぞ そち こう
り除く措置を講ずることです。
じぎょうぬし ふ たん おも はんい たいおう ひつよう
事業主は負担が重すぎない範囲で対応する必要があります。

